

仕 様 書

1 業務名

中央清掃事務所機械警備業務

2 業務概要

本業務は、火災、不法侵入による盗難及び器物損壊の防止・予防、早期発見等を目的として、受託者が保有及び設置する警備機器及び警報機器を用いて、機械警備業務を行うものである。

3 履行期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

4 警備対象施設

- (1) 施設名
札幌市中央清掃事務所
- (2) 所在地
札幌市南区南30条西8丁目7-1
- (3) 建物構造
鉄筋コンクリート造2階建

5 業務内容

対象物件の自動警報機器による機械警備及びこれに伴う警備実施事項の報告を行う。

- (1) 警備業務時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される機器表示盤により対象物件の異常の有無を間断なく監視し、警備上の安全を確立するものとする。
- (2) 受託者は、前記(1)により対象物件に異常が発生したことを知り得たときは、遅滞なく緊急要員を当該物件に急行させ、異常事態を確認のうえ必要な措置をとるとともに、施設管理者及び関係機関への通報を行うものとする。
- (3) 遠隔警報する項目は、「火災警報」・「防犯警報」・「漏電火災警報」・「設備警報」とする。
- (4) 機械警備については、原則として毎月1回の保守点検以外の全ての時間帯に行うものとする。
- (5) 機械警備のセンサーは、玄関、事務室及びパト隊控室の計3か所に必ず設置することとし、それ以外の設置箇所については委託者と協議の上、決定するものとする。

6 警備機器の設置

受託者は、警備対象施設に自動警報機器を設置し、当該警報機器により感知される異常の有無を、警備本部において自動的に確認できる体制をとらなければならない。

なお、設置する機器は正常な機能の保持を維持するものであれば、中古品も可とし、当該機器の所有権は受託者に帰属するものとする。

また、警報機器は、履行開始後最初に機械警備を作動させる時点までに設置を完了すること。設置日時については、委託者と事前に協議のうえ決定するものとする。

7 設置機器の保守管理

(1) 受託者は、前記6に定める機械設備に関し、正常な機能を維持するために毎月1回の保守点検を行うものとする。

また、毎日機械設備の機能を点検し、万一機能の作動に異常を生じたときには、遅滞なく警備上の安全措置を講ずるものとする。

なお、毎月点検報告書を委託者に提出するものとする。

(2) 警備対象施設に設置した警報機器等の工事配線に破損等が生じた場合には、受託者の負担により補修するものとする。

8 警備報告書の提出

警備時間内における警備状況、処理事項及び改善事項等を記録した警備報告書を1か月毎にまとめ、委託者に提出して確認を受けるものとする。

9 契約終了時の機器の撤去等

契約終了時または中途解約時において、警備対象施設に設置された機器等の撤去に係る費用は、受託者の負担とする。

また、受託者が機器の設置、修繕または撤去に係る工事に際し、委託者の物件に損害を与えた場合には、受託者の責任において原状に復さなければならない。

10 鍵の保管及び返却

本業務遂行のため、委託者が履行開始時に受託者に貸与した鍵については、預かり証（様式任意）を委託者へ提出のうえ、履行期間中は受託者の責任において管理するものとする。

鍵の複製及び第三者への貸与は禁止する。また、履行期間終了後は速やかに施設管理者に鍵を返却すること。

なお、鍵の管理について委託者から協議を求められた場合は協議に応じること。

11 秘密の保持

受託者は、業務遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

なお、委託者が雇用する警備員等においても同様とし、警備員等の退職後も秘密保持を徹底させること。

12 報告の義務

警備対象施設に異常が生じ、緊急要員を派遣したとき等特別な措置を講じた場合には、受託者は速やかに文書をもって委託者に報告するものとする。

13 環境負荷低減に関する事項

(1) 本業務の履行においては、環境負荷低減に努めること。

(2) 自動車を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

14 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、委託者と連絡を密にし、事故等の問題が発生した場合には、必ず報告のうえ指示を受けることとする。
- (2) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方の協議によるものとする。

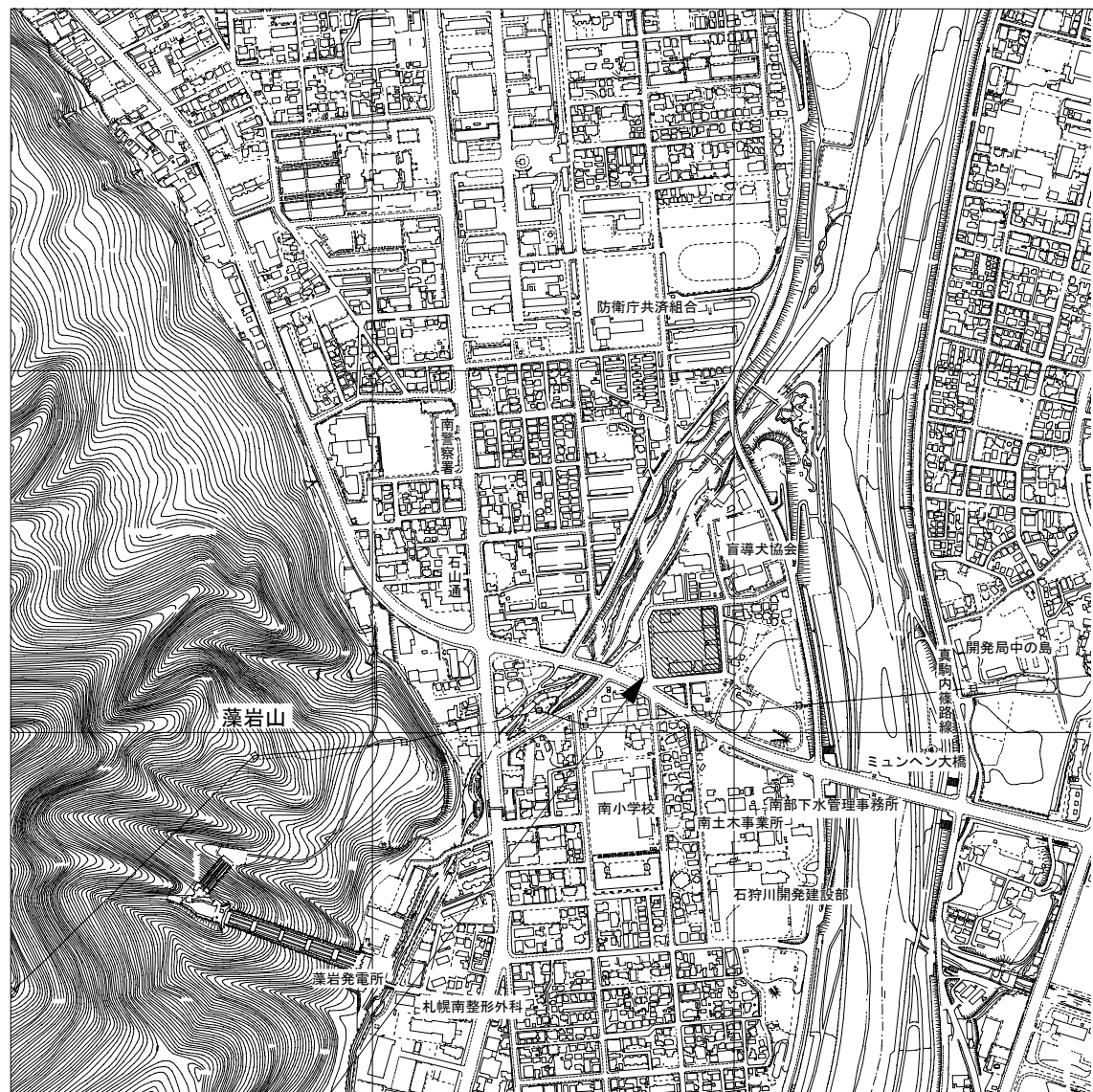
15 発注担当

札幌市環境局環境事業部業務課業務係

住所：札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所13階北側

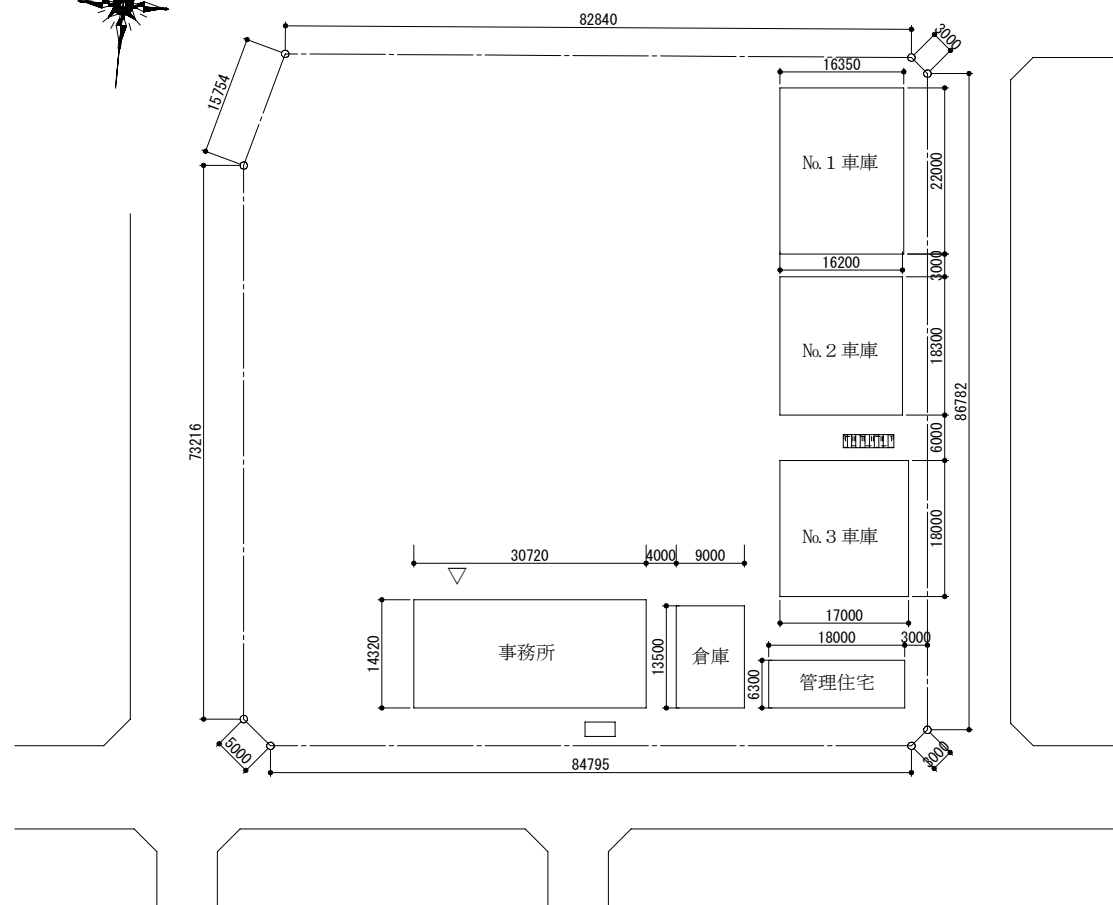
電話 011-211-2916

メールアドレス：seiso-gyomu@city.sapporo.jp

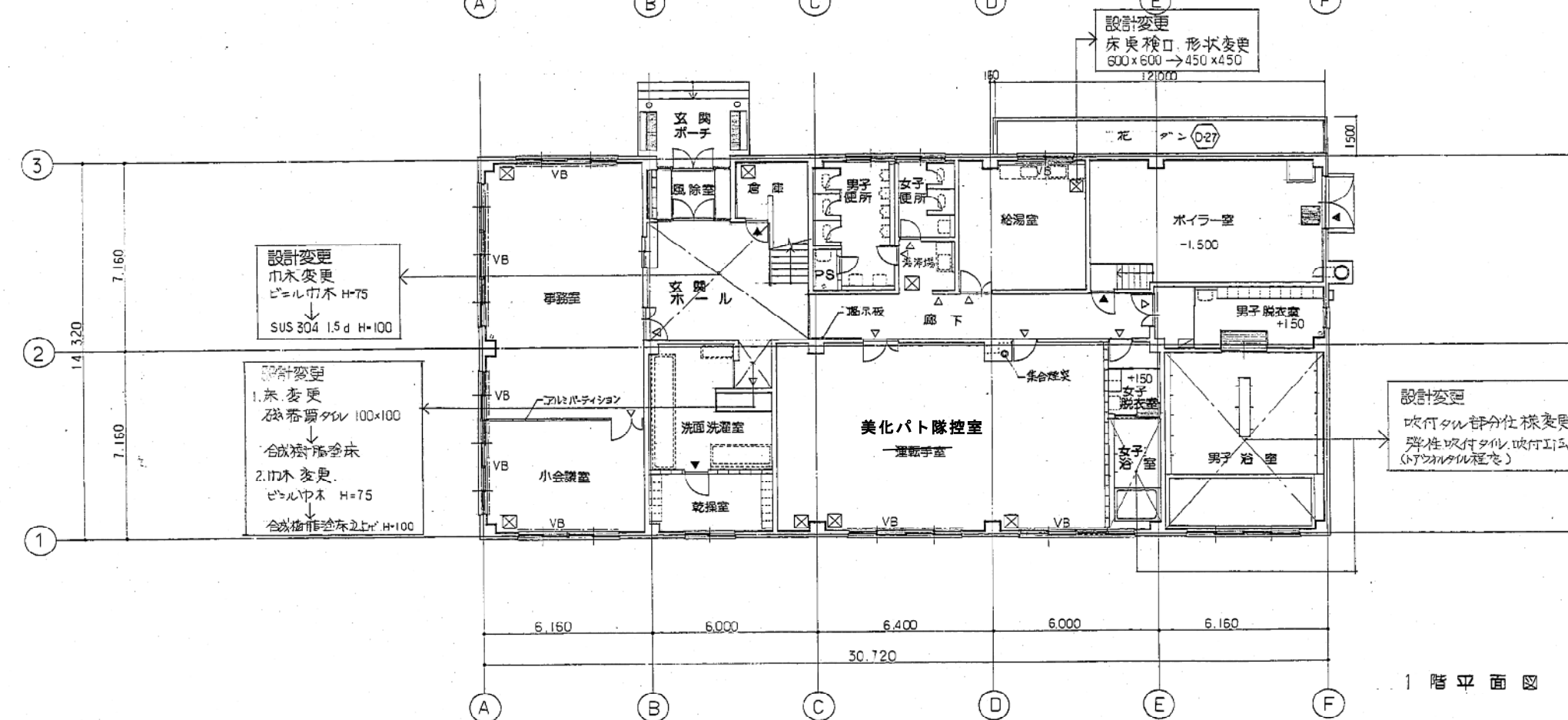
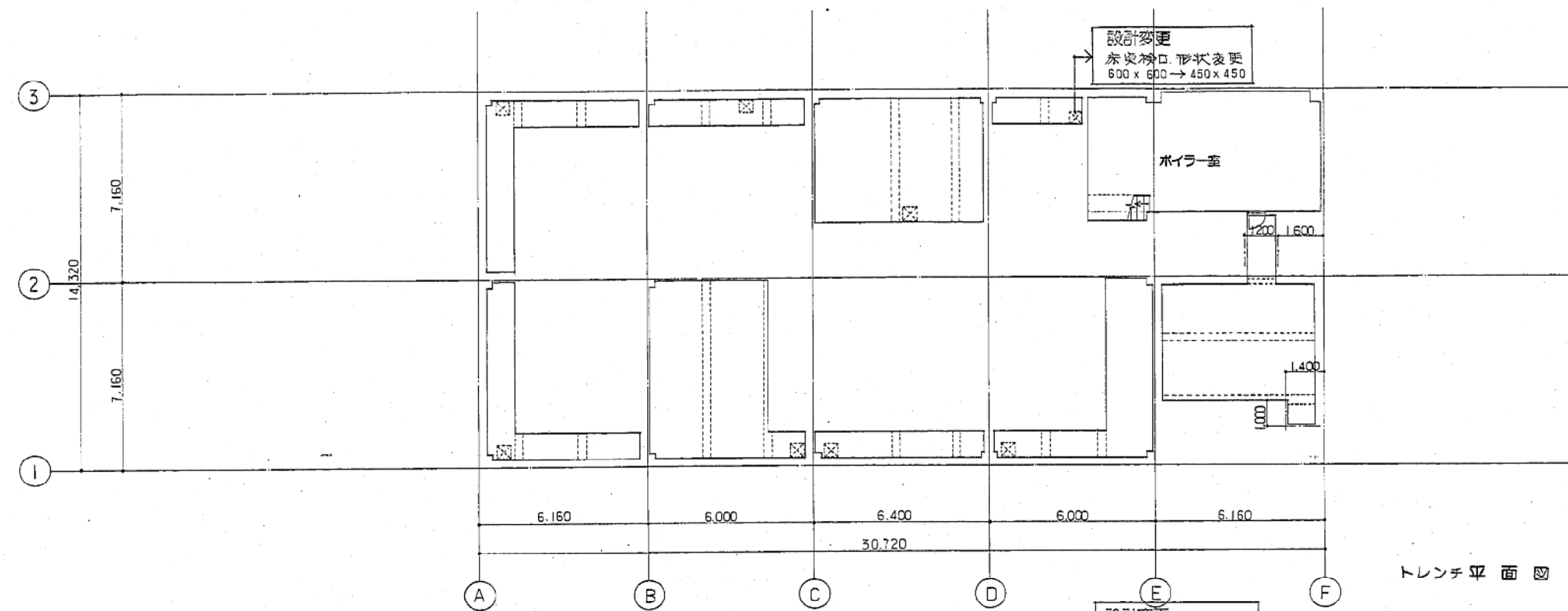


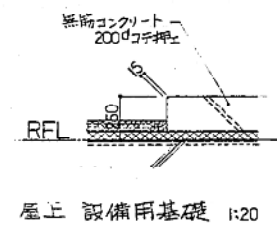
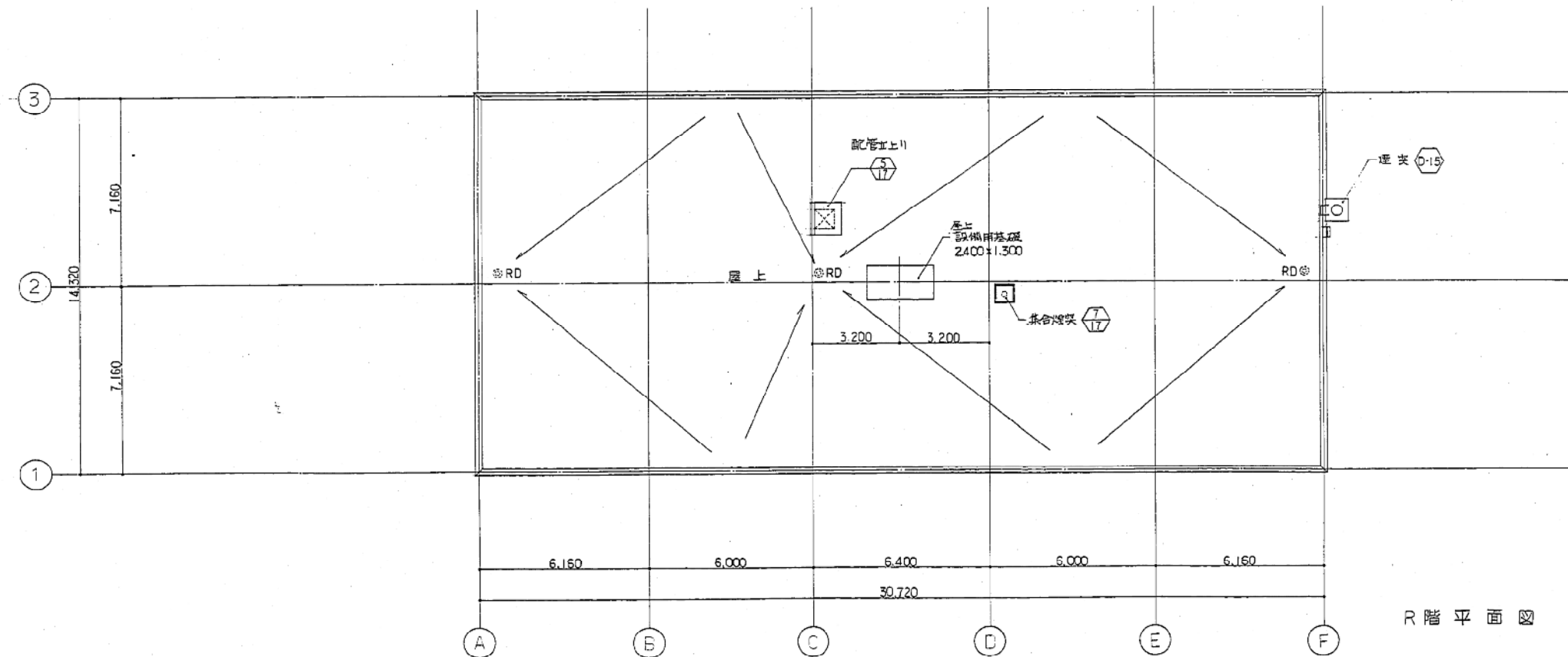
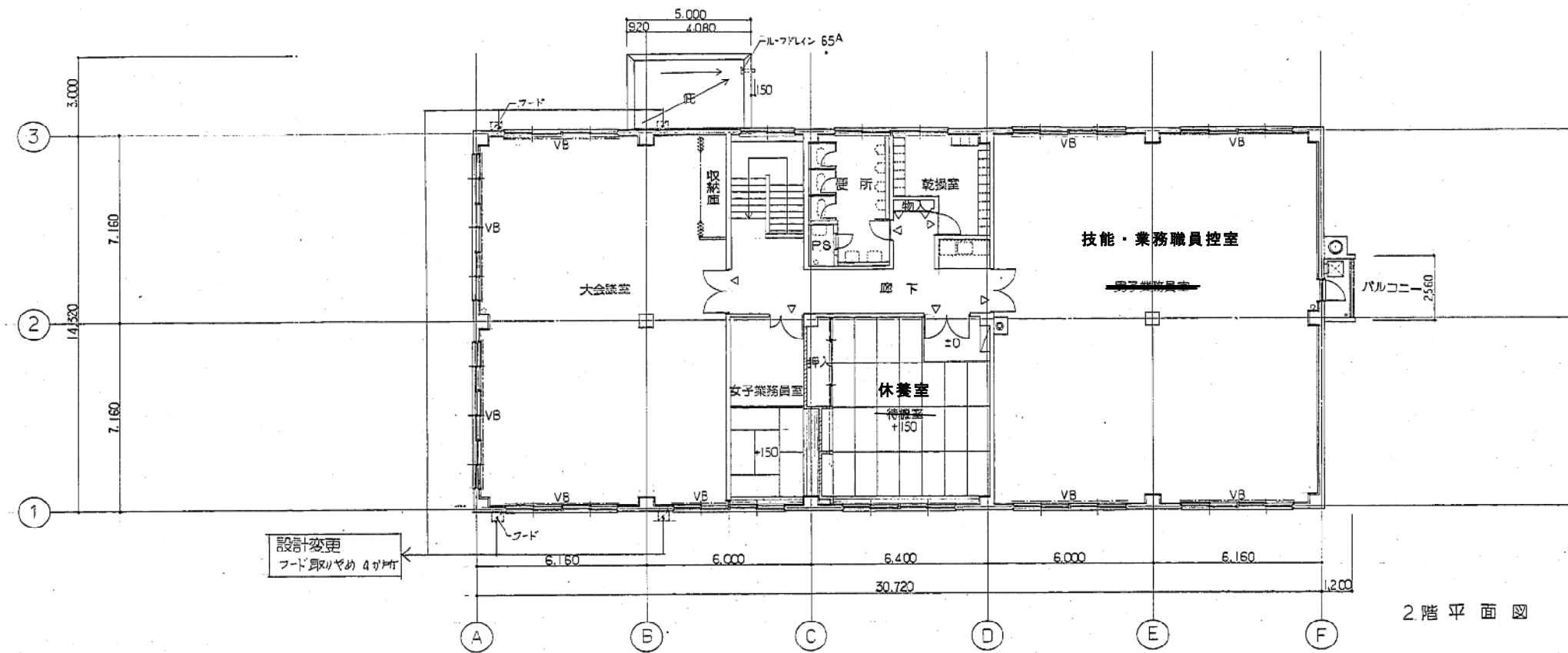
施行場所：札幌市南区南30条西8丁目

位置図 1 : 10000



配置図 1 : 1000





株式会社 札幌日総建
1級建築士大匠登録第26880 杉田英尚

工事名 中央消防署消防機械改築工事
第1回設計変更図
図面名 2階・R階平面図
縮尺 1:100
年月日 59.